



「災害対策基本法の一部を改正する法律」の 施行について

本日、「災害対策基本法の一部を改正する法律」が公布・施行されました。

本法律は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずるものです。

また、あわせて、災害時における車両の移動の手続き等を定める「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」についても公布・施行されるとともに、一部改正法の運用に係る施行通知（「災害対策基本法の一部を改正する法律について」）を発出しておりますので、お知らせいたします。

<法律、政令及び施行通知の詳細については、以下のホームページを御覧ください>

- ・ 法律

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_h26_01.html

- ・ 政令

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_h26_02.html

- ・ 施行通知

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/pdf/20141120-sekoutuuchi.pdf>

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官補佐 城

参事官補佐 重見

電話：03-3502-6036（直通）

03-5253-2111（代表、内線 51424、51425）